

公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程

(目的)

- 第1条 この規程は本会において行う代議員、会長候補者及び監事の選挙を適正に管理・運営するために定める。
- 2 前項の選挙の執行にあたっては、本会の定款、~~同定款細則~~に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(委員定数)

- 第2条 選挙管理委員会は、委員5名をもって組織する。

(資格及び委嘱)

- 第3条 選挙管理委員会の委員は、定款第5条第1号に定める正会員（以下「正会員」という。）の中から、総会の決議を経て会長が委嘱する。
- 2 選挙管理委員会の委員は、定款第12条に定める代議員及び定款第26条に定める役員を兼ねることはできない。また、委員在任中において定款第12条第4項に定める代議員選挙の立候補者になることはできない。
- 3 選挙管理委員会の委員が欠けたときに備え、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員は、**前第1項**に準じて委嘱する。

(委員会組織)

- 第4条 選挙管理委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。
- 2 前項の委員長及び副委員長は委員の互選による。

(任期)

- 第5条 選挙管理委員会の委員の任期は2年とし、委嘱された年の4月1日を始期とする。補欠の委員の任期は欠けた原因となる委員の残りの任期とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(規程の制定及び改廃)

- 第6条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。
- 2 最初の選挙管理委員は次のとおりとし、その任期は第5条の規定にかかわらず、認定後最初の事業年度のものに関する定時総会の終結の時までとする。

山本 和彦 森川 悦子 作田 利一 下田代 幹太 石本 晃一郎

附 則

この規程は、平成26年2月27日に制定し、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月24日に一部改正し、平成26年4月1日から適用する。